

文化芸術功労者表彰等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、「表彰事務実施要領」(平成10年3月2日付け秘第161号知事公室長通知)に基づき、多年にわたり、本県の文化芸術の発展向上に尽力し、その功績が顕著である者を知事が表彰し、その労に報いるとともに後進者への励ましとし、もって本県の文化芸術の一層の発展を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び基準等)

第2 表彰の種類は、功労者表彰及び知事褒賞とし、それぞれの対象者、授与基準、年齢、被表彰者数及び推薦者は別表のとおりとする。

(表彰の時期等)

第3 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

(候補者の推薦)

第4 推薦者は、知事に対する推薦調書(様式1)に必要事項を記入し、関係書類を添付して文化政策課に提出するものとする。

(選考の方法)

第5 被表彰者は、文化政策課において候補者を選考し、表彰文案を添付してスポーツ・文化観光部長の決裁をもって決定する。

(選考対象除外者)

第6 すでに、叙勲、地域文化功労者表彰、静岡県表彰条例に基づく知事表彰及び静岡県教育委員会表彰規程に基づく教育委員会表彰を受けたことのある者は選考対象から除外する。

(その他)

第7 この要綱によるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。